## 多言語社会ヨーロッパの言語政策

## 山川智子(東京大学大学院在学、地球ことば村)

本発表では、ヨーロッパの言語政策を欧州評議会の言語政策に焦点をあてつつ概観し、 日本の言語政策を相対化するための素材提供を試みたい。

ョーロッパの多言語主義の背景には、ヨーロッパを再び戦火の地となることを防ごうという市民の決意がある。「国民国家」という枠組みをこえ、「多様性の中の統一」を目指している現代ヨーロッパの経済的、政治的役割は「欧州連合(EU)」が担っている。その舞台裏で、主に、文化、言語、人権問題に関する枠組みをつくり、政策提言を行う EU とは別の組織がある。それが「欧州評議会」という国際機関である。

戦争再発防止という理念を貫くには、経済的、政治的な連帯の他にも、「個人」レベルの意識変革も欠かせない。一人ひとりの市民が異文化に対して開かれた姿勢を持ち、人権問題などの価値観を共有しようと意識することが肝要である。人々にとって「ヨーロッパ」という枠組みがまだ自明でなく、「ヨーロッパ・アイデンティティ」がまだ確立されていなかったのが終戦直後であった。欧州評議会は、この時期に、市民の意識改革という課題を議論していたのである。

言語政策に関しては、欧州評議会の数ある部門の中でも、とくに言語政策部門が中心となり、市民の言語教育の方針の大枠を提示するほか、少数言語維持や、移民の言語教育に関しての政策提言を行っている。政策提言を行うだけでなく、現場での活用に向けたワークショップを開催している。学習者は、教室という限られた空間だけの存在なのではなく、社会生活を営み、日常生活の中で言葉を駆使しながら問題を解決していくという、常に流動的な存在である。こうした認識が現代ヨーロッパにおける言語教育の現場で共有されていることは今一度確認しておく必要があるだろう。この認識が、『欧州共通参照枠(CEFR)』の誕生につながっている。

「社会」における言語の状況のみならず、「個人」がどのように言語を用いて「社会」で生活していくかという部分に関心が向けられた時、少数言語維持に向けた活動と、「ヨーロッパ・アイデンティティ」育成のための言語教育とが矛盾することなく共生できる。この「個人」の言語使用に注目していこうという決意を表した考え方が「複数言語主義(plurilingualism)」である。これは社会における言語の存在に焦点をあてている「多言語主義(multilingualism)」とは異なる考え方を表現している。言語教育において馴染みのある概念となった「複数言語主義」という考え方は、近年になって突然に生み出された特別な概念というわけではない。「複数言語主義」はヨーロッパ市民が日常生活の中で実感している、当たり前の発想で、欧州評議会が行ったことは、その発想を市民に意識化させるために名前をつけたことである。

「複数言語主義」は、「他者」との交流の際の心構えを問いた考え方である。「ことば」について論じているので、「他者」とは、自分と異なる言語を話す人が想定されることが多いが、自分と同じ言語を話している人に対しても当てはまるのである。CEFRにも、「母語話者であろうと異言語学習者であろうと、二人として完全に同じ能力をもったものはいないし、同じ学習の道をたどったものはいない(CEFR:17)」と記されている。同じ言語を話

す者同士の間でも、ことばの使い方、表現の仕方、話し方や態度に配慮しながら交流することの重要性を意識させてくれる。また、「他者」とは「自分の中の『他者』」と考えることもできる。自身のことを自分で完全に理解することも難しければ、そのことを他者に伝えることも難しい。一人ひとりの自立的思考の重要性を改めて認識することが必要となる。

さらに、「複数言語主義」は、必要に応じて臨機応変にことばを使い分けようとする「態度」を重視する。話者の母語や、話者がすでに学習した言語、もしくは学習したとまではいかなくとも少しでも知っている言語の知識を活用して、話者が直面している課題を遂行するという状態にも注目している。「複数言語主義」は、自身の考えを内省し、他者との関わりを考えさせてくれる問題発見的な考え方なのである。このように「複数言語主義」を具現化する個人が集まった社会が「多言語主義」を目指しているということができる。

ョーロッパ域内・域外を問わず、言語学習・教育の分野では『欧州言語共通参照枠』がいわば象徴的な存在になりつつある。ヨーロッパにおいては、「ヨーロッパ・アイデンティティ」を育むことが目的とされているわけであるが、これを育むには、歴史教育も重要な役割を果たす。国民国家意識への固執からの脱却を目指すため、言語教育だけでなく、ヨーロッパレベルで歴史認識を共有しようという動きがある。歴史教育の分野で象徴的な文書のひとつが『独仏共通歴史教科書』であろう。この教科書は、ドイツとフランスの高校生たちの発案がきっかけとなり、両国の歴史研究者や歴史教育の関係者たちにより作成された。共通の歴史教科書の作成が可能になったのは、欧州評議会の長年にわたる歴史教育政策、言語教育政策に関する活動成果が大きく影響していると考えてよいであろう。戦争再発防止のための言語教育は歴史問題と切り離して考えることは不可能である。『欧州言語共通参照枠』の最大の目的はヨーロッパの平和構築であり、その射程は広い。ヨーロッパ全体をひとつの地域とみなそうとする「ヨーロッパ教育」においても、歴史教育と言語教育との連携について議論が重ねられていくことが望ましい。

ところで、言語政策に関する活動を進めていくにあたって、上で述べてきた、他者との「相互理解」を目指すための、「複数言語主義」にもとづいた「言語的多様性」が、議論の場で取り上げられてきた。実は、これ以外にも、「民主的市民性」や「社会的結束」という目標も欧州評議会は掲げている。これらが言語政策にどのように関わるのかを考えるにあたっては市民社会論の知見が参考になるであろう。

市民社会論と言語政策研究を結びつけるものとして、たとえば「言語的公共性」という概念を提唱したイ・ヨンスク(2000)がある。「公共性」についての議論が活発に行われている中で、イ・ヨンスクはフレイザーが唱えた、「公式の公共性」の支配を常時監視する「下位の対抗的な公共性」の概念を言語の次元に応用した。「言語的公共性」という概念が生み出されたのは、「公用語が『公式の公共性』を独占し、社会を画一的に規制することのないように、公用語以外の言語によって『対抗的な公共性』をつくりあげる必要がある」(イ2000:347)からである。イは「社会活動が特定の言語によって独占されないような『対抗的な公共性』を言語に固有の次元でつくる必要がある」(イ2000:347-348)と主張する。ここで、複数の言語の「言語的公共性」を認めることで社会の健全さが保たれ、共生への新たな可能性が開かれる、という考え方が示された。

こうした研究が行われるようになった背景には、1990年代以降、「人権」の中のひとつの権利である「言語権」意識が世界的に高まってきたことがある。言語権は、人々の日常

生活に密接に関わってくるものであるので、「市民社会」という視点からの考察が必要になるのだ。日本の少数言語維持に関しての議論に応用できる部分はどのようなものかを考えるにあたっても、欧州評議会が独自に定義する「複数言語主義」概念を「言語権」思想との関わりの中で解釈することが必要である。少数言語の維持・復興という視点から、『欧州言語共通参照枠』を再検討する作業がはじめられており、今後の研究に注目していきたいと筆者は考えている。

## <参考文献>

- イ・ヨンスク(2000)「『国語』と言語的公共性」三浦信孝・糟谷啓介編『言語帝国主義とは 何か』藤原書店、337-350 頁
- 山川智子(2009)「市民の『ヨーロピアン・アイデンティティ』確立を目指す欧州評議会の 挑戦と社会に与えたインパクト」早大文学研究学会『ワセダ・レビュー』第 42 号、 54-71 頁
- Byram, Michael (2008) From foreign Language Education to Education for Intercultral Citizenship. Essays and Reflections. Clevedon, Buffalo, Toronto: Multilingual Matters.
- Council of Europe (2001). Common European Framework of Reference for Languages:

  Learning, teaching, assessment. Council for Cultural Co-operation Education
  Committee Modern Languages Division, Strasbourg, Cambridge University
  Press